

神戸市の新たな支援制度

神戸市中小法人等の 家賃サポート緊急一時金

緊急事態宣言に伴う営業時間短縮等による影響を受けた

中小企業・個人事業主の方に、

1か月分の家賃の半額を

一時金として支給します。(最大50万円)



受付期間

2021年 **4月28日**(水) から **7月30日**(金)

(郵送の場合は、消印有効)

申請方法 オンライン申請が便利です

神戸市 家賃サポート緊急一時金

検索 🔍



郵送による申請も受け付けています。詳細は裏面をご覧ください。

お問い合わせ先

(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため窓口での問い合わせ対応は行っておりません)

神戸市家賃サポート緊急一時金コールセンター

078-600-2271 (受付時間：平日9時00分～17時00分)

yachin-support@kobe.graffer.jp

「神戸市中小法人等の家賃サポート緊急一時金」の概要

対象となる方

以下のいずれかの要件を満たす中小企業および個人事業主が対象です。

- 「中小企業庁の緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」※1を受給した方
- 「都道府県等が実施する協力金」※2を受給し、「売上げと協力金※3の合計」が、前年もしくは前々年比で50%以下になる月がある方

※1 緊急事態宣言に伴う営業時間短縮や外出自粛によって売上げが減少した中小企業者・個人事業者の皆様へ、中小企業庁が一時支援金を給付する制度です。

※2 営業時間の短縮要請にご協力いただいた飲食店を運営する事業者の皆様へ、都道府県が協力金を支給する制度です。兵庫県では、「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」として支給しています。

※3 兵庫県の新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の場合は、1日あたり6万円もしくは4万円/店舗×当該月の時短営業日数で計算される金額です。

対象となる物件

神戸市内で事業のために、2021年1～3月に賃借している建物
(店舗、事務所、工場、作業場、倉庫など)

交付額

2021年の1～3月分の家賃の平均額の半額（1事業者あたり最大50万）

計算式：(1月の家賃+2月の家賃+3月の家賃)÷3ヶ月÷2

申請方法 ● オンライン申請が便利です

ホームページから **オンライン申請** もしくは郵送にて申請ください。



神戸市 家賃サポート緊急一時金 検索 🔍



郵送による申請は、上記ホームページよりダウンロードしてください。

また、下記にも申請資料を設置しておりますのでご利用ください。

申請資料 設置場所

神戸市経済観光局経済政策課緊急経済対策担当 〒651-0087 神戸市中央区御幸通6-1-12 三宮ビル東館8階

お問い合わせ先 (新型コロナウイルス感染症拡大防止のため窓口での問い合わせ対応は行っていません)

神戸市家賃サポート緊急一時金コールセンター 078-600-2271 (受付時間：平日9時00分～17時00分)
yachin-support@kobe.graffer.jp